

旭川市 IT企業進出支援補助金

市内に事業所を新設する情報通信関連企業に対して、経費の一部を支援します。

対象業種	情報通信関連企業 <ul style="list-style-type: none">● 情報サービス業(ソフトウェア業, 情報処理・提供サービス業)● インターネット附随サービス業● 映像・ビデオ制作, アニメーション制作業, 広告制作業又はデザイン業(専ら情報通信技術を利用する方法により行う事業に限る)● データセンター業, インターネットサービスプロバイダ業● 情報通信技術を用いて, 自社の事務処理・データ処理を一括して行う事業部門		
補助要件	<ul style="list-style-type: none">● 市外において1年以上の事業実績を有すること● 事業所を市内に有していない者で, 新たに事業所を市内に開設し, 継続的に運営する者であること● 事業所の常用雇用者※1が2人以上であること● 事業開始日が事業所の賃貸借契約日等から6か月以内であること		
補助対象	事業所賃借料※2の 2分の1	通信回線使用料※3の 10分の10	市内データセンターが提供 するサービス利用料の 10分の10
補助限度額	月額10万円	月額10万円	月額3万円
補助期間	最大36か月		
必要書類	指定申請書, 法人の登記事項証明書及び定款, 最新の決算書, 事業計画書, 市税等の納付が確認できる書類, 常用雇用者の雇用を明らかにする書類, 事業所の賃貸借契約書等の写し など		

※1 旭川市民であり, 雇用保険, 健康保険, 厚生年金保険の被保険者であること

※2 敷金, 礼金, 保証金, 権利金, 不動産仲介手数料, 消費税その他これらに類する諸経費は除く。

※3 電話料金, インターネット接続費, プロバイダー利用料など, 通信回線を利用して事業を行うために必要な経費。回線工事費や消費税その他これらに類する諸経費は除く。

◆上記以外にも要件があります。

詳しくはお問い合わせいただくか, ホームページをご覧ください。

お問合せ
申込受付

旭川市 経済部 企業立地課 ☎0166-25-9172
〒070-8525 北海道旭川市6条通10丁目 第三庁舎3階
kigyoritchi@city.asahikawa.lg.jp

